

京都府議会 2023 年 2 月定例会

浜田よしゆき議員の一般質問	・ ・ ・ ・ ・	1
西山のぶひで議員の一般質問	・ ・ ・ ・ ・	8
森下 よしみ議員の一般質問	・ ・ ・ ・ ・	14
他会派の一般質問項目	・ ・ ・ ・ ・	19

●京都府議会2023年2月定例会で、日本共産党の浜田よしゆき議員、西山のぶひで議員、森下よしみ議員が行なった一般質問の概要を紹介します。

浜田よしゆき議員（日本共産党・京都市北区） **2023 年 2 月 9 日**

京都府北部をアメリカによる先制攻撃の最前線にするな

【浜田議員】日本共産党府会議員団の浜田よしゆきです。知事ならびに関係理事者に質問します。
 昨日の代表質問で知事は、岸田内閣が閣議決定した「安全保障3文書」について、「国において、国民に対する丁寧な説明と適切な判断がなされるべきもの」と答弁されましたが、あまりにも認識が甘すぎるのではないかと思います。同文書には、ミサイル防衛と敵基地攻撃能力を結合する「統合防空ミサイル防衛」が明記されており、京丹後の米軍レーダー基地がアメリカの先制攻撃戦略の一翼を担われる危険があります。また、米国製の長距離巡航ミサイル・トマホークが、舞鶴の海上自衛隊に所属するイージス艦に配備されようとしています。平和産業港湾都市として発展してきた舞鶴市をアメリカの先制攻撃の最前線にしていいのでしょうか。さらに、防衛省は、海上自衛隊舞鶴地方総監部の地下化を計画しております。地元住民からは「司令部だけ助かっても、我々市民はどうするつもりなのか」など、不安の声があがっています。

そこでお聞きいたします。集団的自衛権の行使として敵基地攻撃を行うことによって、京都北部が、先制攻撃の最前線となるとともに、相手国からの報復攻撃の対象になる危険があることを、京都府民の安心・安全を守る責任がある知事として、どう認識されていますか。

米軍レーダー基地における新型コロナ感染対策についてお聞きします。昨年の決算特別委員会の書面審査で私は、「米軍の感染防止対策が効果を発揮していない根本には、日米地位協定で米軍を日本の検疫の対象外としている問題があり、地位協定の抜本的改定が必要だが、それ以前にも、米軍に対し日本国内のルールに全面的に従い、協力するように強く求めるべきだ」とたどしました。理事者からは「水際対策の課題については、防衛省に要請をしている」という答弁がありましたが、水際対策のどういう課題があって、防衛省に、具体的にどういう要請をしているのか、お答え下さい。

米軍関係者の交通事故には直ちに対応できる体制を

【浜田議員】米軍関係者の交通事故についてお聞きします。昨年の11月8日、京丹後市の米軍経ヶ岬通信所の関係者の車両が高齢の歩行者と接触し、負傷させる人身事故が発生しましたが、防衛省は「軽微な事故」として府や市への通報を怠りました。党府議団は12月5日に、京都府知事に対し、抗議と再発防止を求める申し入れを行いました。今回の事態を通じて明らかになった二つの問題についてお聞きします。

2019年2月の総務・警察常任委員会で、私は、当時米軍関係者による交通事故が相次いだにもかかわらず、京都府に対して事故の件数や内容が報告されていなかった問題を追及いたしました。その際に、米軍関係者の交通事故はすべての事故について、内容も含めて報告するというルールから、重大事故のみを報告し、軽微な事故については件数のみ報告するというルールに変更されたことが明らかになりました。

私は、重大事故か軽微な事故かという判断が米軍任せになっていることを指摘して、元のルールにもどすよう求めました。今回の事案は、防衛局の「交通事故に関する情報提供の考え方」でも、「速やかに情報提供を行なう」事案とされている人身事故であったにもかかわらず、米軍側が「軽微な事故」と判断をして報告を行わなかったという事案であり、まさに、4年前に危惧したことが現実になったということです。あらためて、すべての事故について報告する、元のルールにもどすよう、米軍及び防衛省に求めるべきではありませんか。

また、同じ総務・警察常任委員会で、総務部は交通事故の件数は、「防衛省から報告がないのでわからない」と答弁しましたが、私が府警本部に米軍関係者の交通事故の件数について質問すると、「2018年2月5日以降、今日までに16件の事故がありました」と答弁がありました。その際に私は、総務部と警察本部が情報を共有することを求めました。ところが、今回の事案においても、人身事故が起こったことを警察本部は把握していたのに、総務部は事故から2週間後に防衛省から報告を受けるという事態になっておりました。なぜ、警察本部と情報を共有しないのですか。

【西脇知事：答弁】 国家安全保障戦略等の3文書についてでございます。国においては、国家安全保障会議での議論等をふまえ、昨年12月に「国家安全保障戦略」「国家防衛戦略」「防衛力整備計画」の3文書を閣議決定し、その中で防衛力の抜本的強化として、反撃能力の保有と合わせて主要司令部の地下化や米国製トマホークの導入について定められているものと承知をしております。今年1月の内閣総理大臣施政方針演説では、防衛力の抜本的強化につきまして、まず優先されるべきは積極的な外交の展開であると同時に、外交には裏付けとなる防衛力が必要。戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に対峙していく中で、極めて現実的なシミュレーションを行った上で、十分な守りを再構築していくための、防衛力の抜本的強化を具体化したとされているところでございます。国家完全保障戦略等の3文書や自衛隊施設の在り方につきましては、わが国の安全保障にかかわる国の専権事項であり、国におきまして、国民に対し丁寧な説明と適切な判断がなされるべきものと考えております。

【吉井総務部長：答弁】 米軍経ヶ岬通信所についてでございます。まず新型コロナウイルス感染症対策についてであります。令和3年12月に沖縄県などの米軍基地において、海外から赴任した軍人等に感染が拡大した際、出国前の検査が行われていなかったことなどが明らかになったことから、全国知事会などを通じて出発地検査の厳守など、水際対策の徹底について強く要請をしたところでございます。

次に米軍関係者の交通事故についてであります。交通事故に関する情報提供の考え方につきましては、防衛省、京都府、京丹後市、地元関係者などで構成される安全安心対策連絡会において確認され、まとめられたものでございます。今回防衛省から関係者に対し、速やかな情報提供が行われなかったのは、防衛省が警察から物損事故であるとの情報を得ていたこと、及びけが人はいないと思ひ込んだことにより、米軍に対して詳細な事実確認を迅速に行わなかったという受け身の対応が要因であったと、防衛省において検証が行われたところです。検証結果では、関係機関が緊密に連携し、対応していることが確認されるとともに、交通安全対策推進チームの設置など、再発防止に向けた取り組みが示されたところであります。京都府と致しましては、防衛省に対し再発防止に向けた具体的な対応を求めるとともに、米軍関係者の交通安全に対する意識の向上及び交通安全対策の徹底を強く求めたところであります。

次に米軍関係者の交通事故に関する警察本部からの情報提供についてであります。警察本部からは交通安全対策に資するため、毎月交通事故の発生件数、事故の類型など、交通事故の発生状況に関する情報の提供を受けるとともに、死亡事故や運転手が逮捕されるような重大な事故については、報道発表に合わせてその範囲内で情報の提供を受けているところです。京都府と致しましては、府民の安心安全を守るため、交通事故に関する情報提供の考え方にに基づき、防衛省から関係者に対し、必要な情報が適切に提供されるよう引き続きその徹底を求めてまいります。

【浜田議員：再質問】 知事から昨日の代表質問の答弁とほぼ同じような答弁が行われましたが、確かに安全保障そのものは国の専権事項かもしれませんが、私が問うているのは、一般的な安全保障問題ではなく

て、京都府民にとって、極めて危険な事態が及ぶのではないかと、そのことについての知事の認識をお聞きしたのです。集団的自衛権を行使する際に、敵基地攻撃能力を行使すれば、日本が武力攻撃を受けていなくても、同盟国である米国が海外で戦争開始したら、自衛隊は米軍と一体に相手国の領土に攻撃を加えることになり、その結果は日本への報復攻撃ということになります。舞鶴の海上自衛隊総監部の地下化というのは、米軍レーダー基地やトマホーク配備可能であるイージス艦のある京都北部が、戦場になる危険があるということ、防衛省自身が認めていることを示しているのではないのでしょうか。府民の安心安全を守るためにも、米軍レーダー基地の撤去を求めるとともに、トマホークの配備や舞鶴の海上自衛隊地下化にはきっぱりと反対すべきではありませんか。ぜひお答えください。

米軍関係者による交通事故の問題ですけれども、再発防止とか交通安全に対する意識の向上を求めるという事を言われましたけれども、そして1月24日に防衛省の近畿中部防衛局が検証結果を発表して、その中身が紹介されましたが、そこで言われているように、米軍に対して詳細な事実確認を迅速に行わなかった受け身の対応があったとされているわけですが、もちろんこの防衛局の受け身の対応そのものは問題ですけれども、根本的には交通事故に関する情報提供のルールを元に戻せばですね、こういうことは起こらなかったわけですから、改めてルールを元に戻すことを求めてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

【知事：再答弁】例えばXバンドレーダーの設置につきましては、これも安全保障に責任を有する国の国防上の必要に基づき配備されたものではございますけれども、京都府は府民の安心安全を守る立場から、ミサイルに対する防護体制に万全の体制をとるよう防衛大臣に対して確認を要請をおこないますとともに、その確実な実施についても求めてきたところでございます。今後とも府民に安心安全に問題が生じるような場合については、速やかに厳しく対応を求めて参りたいと思っております。いずれにしても府民の安心安全を守ることが、最も重要な使命だと考えておりますし、その方向で府政運営を進めて参りたいと思っております。

【総務部長：再答弁】米軍関係者の交通事故の考え方についてでございますが、先ほど申し上げさせていただきました通り、交通事故に関する情報提供の考え方につきましては、安全安心対策連絡会での議論を経まして、市長ですとか地元代表の意見を取り入れた上で、まとめられたものでありまして、京都府もこの連絡会の一員として、同意をしているものでございます。今回の案件につきましては、この考え方の運用において問題があったと考えておりまして、防衛省の検証では、関係機関とのやり取りなど対応の経緯経過を整理の上、要因や改善すべき事項、再発防止に向けた取り組みが取りまとめられたところでございます。京都府と致しましては、今回示された再発防止に向けた取り組みが確実に実施されるよう、具体的な対応などについて求めているところでございます。

【浜田議員：指摘要望】知事は府民の安心安全に関わる事が起こればということ言われましたけれども、今岸田内閣が進めようとしている大軍拡増税による戦争する国づくりというのは、京都北部がもう戦場にされかねない危険な道なんだということを私は指摘をいたしました。そういう意味で京都府として反対の声を上げることを強く求めて次の質問に移りたいと思えます。

原発の再稼働、運転期間延長、新原発建設の推進路線はストップを

【浜田議員】政府は、原発の再稼働加速と運転期間の延長、新たな原発建設など、原発推進の基本方針を今月中にも閣議決定しようとしています。これは、東京電力福島第一原発事故を受けて「可能な限り原発依存度を軽減する」としてきた政府自らの立場を投げ捨てるものです。京都府は、隣接する福井県にある原発から30キロ圏内に生活する住民が同圏内の福井県民よりも多く、立地県並みの対策を国に求めてきただけに、京都府民の安心・安全にとってきわめて重大な問題だと思います。とくに、原則40年、最大60年という運転期間について、「安全対策」などで停止していた期間は運転期間から除外できるとしたことは重大です。すでに40年以上運転している高浜1、2号機は、福島原発事故以降、ほとんど停止していたので、60年を超えて70年近くも運転可能になります。昨日の代表質問で知事は、「国に安全性が高まる仕組みを強く求めていく」と答弁されました。しかし、運転が止まっても機械設備は劣化をするし、世界でも60年を超えて運転した原発はなく、山中原子力規制委員会委員長も、「未知の領域」と述べておられます。60年以上運転という前例のない危険な方針には、反対すべきではありませんか。

政府の原発推進への方針転換と軌を一にして、国の放射線防護対策が後退しているのではないでしょ

うか。防護服については、令和3年4月27日付の内閣府の「令和3年度における避難退域時検査等の資機材整備について」の事務連絡で、「避難退域時検査等要員用の不織布防護服は申請しないこと」とされており、令和4年9月28日の内閣府の「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」では、要員防護装備に防護服はなく、サージカルマスク、ゴム手袋、帽子だけとなっています。また、政府が原子力防災マニュアルをつくる際の委託先である、「日本原子力研究開発機構」の令和2年度原子力防災研究事業では、除染作業員の個人線量計の数量が不足する場合には、「同一作業グループの最も被爆を受けやすい者のみが着用」と書かれています。そういうなかで、関係自治体からは、「高浜原発の事故を想定した原子力防災訓練で、除染作業の要員が防護服も着用せず、靴も普通の靴だった」「綾部市では市職員の2割くらいしか個人線量計が配備されていない」など、放射線防護の資機材整備をめぐって心配の声が寄せられています。

12月議会の危機管理・建設交通常任委員会で私が、国の放射線防護対策の後退について、京都府の認識と対応についてたまたしたところ、理事者からは、「京都府としては、安全性の確保の立場から、国とも協議していきたい」との答弁がありました。京都府として、具体的にどう対応されるつもりなのか、お答え下さい。

【危機管理監：答弁】原子力発電所の運転期間延長についてでございます。原子力発電所の運転期間の延長にともなう安全性については、原子力発電をエネルギー政策に位置づける国の責任において、万全の対策を講じられるべきものと考えております。現在原子力規制委員会において、40年を経過した時点で認可を受ければ、最長20年間延長を認める現行制度に対し、30年経過を起点に10年を超えない期間ごとに繰り返し審査を行う新しい安全基準が検討されております。この基準は10年を経過していなくても劣化審査を行うなど、劣化の兆候を見逃さない仕組みを取り入れた制度になると伺っております。また60年を超える安全規制につきましては、今後原子力規制委員会において制度設計していくことされており、京都府といたしましても引き続き国に対してより安全性が高まる仕組みの構築を強く求めてまいります。

次に国の放射線防護対策についてでございます。京都府では、これまでから万が一の原子力災害に備え、住民避難の業務に従事する要員の安全確保のための放射線防護資機材を、広域振興局や関係市町に配布してきたところでございます。国においては令和3年度に発電所から30km圏の外に設置する避難退域時検査場所での検査除染の作業については、放射性物質を付着する可能性が少ないとの調査結果や、長時間での活動性や通気性の観点からも、不織布防護服や靴カバーの着用を不要とするなどの見直しがおこなわれたところでございます。一方京都府では、昨年11月に30km圏外である与謝野町で実施した避難退域時検査場所での訓練において、現地で現職専門家にご指導をいただきながら、不織布防護服と同等の効果が得られる布製ガウン等を装備して検査除染作業を行ったところです。今後とも作業要員の十分な安全確保が図られるよう、専門家のご意見を伺いながら訓練に取り組みますとともに、国に対しても必要な放射線防護資機材の確保を求めてまいりたいと考えております。

【浜田議員：再質問】老朽原発の運転期間延長について再質問させていただきます。昨日の代表質問で光永議員も質問いたしました。先日の高浜原発4号機の原子炉自動停止事故は、核分裂を制御する制御棒を作動させる装置の不具合という極めて深刻な重大な事故であり、核分裂を制御することもできないことを示しました。また昨日の原子力規制委員会で石渡委員は、運転期間延長問題について、「運転期間を法律から落とすことになり、安全性の改変とは言えない」「審査の期間が延びると、より高経年化した炉を将来動かすことになる」と指摘をして、運転期間延長に反対をされました。安全性を本当に求めるのであれば、京都府としてもこの老朽原発の運転延長にきっぱりと反対すべきではありませんか。

【危機管理監・再答弁】原子力発電所の安全性についてでございます。1月30日に自動停止いたしました高浜4号機の事案につきましては、発生直後に関西電力に対しまして、的確な情報提供と徹底した原因究明を求めているところでございます。現在も現地で調査が継続中でありまして、まずは原因を明らかにすることが最優先でございまして、今後再発防止も含めた対応と合わせて、京都府とUPZ各市町に対して丁寧な説明を求めているところでございます。原子力発電所の運転につきましては、何よりも安全性が優先されるべきという認識しております。常々から電力事業者に対して安全対策の徹底を繰り返し申し上げているところでございます。原子力発電の安全性に対す

る懸念を払拭するために、これまで以上に高い緊張感をもって運転にあたるべきことも求めてまいりたいと考えております。

次に原子力安全規制の見直しについてでございます。原子力規制委員会では、これまでから運転期間延長等の制度見直しに際しましては、運転期間は政策的判断ではあるけれども、高経年化した原子力発電所の安全規制については、原子力規制委員会が責任をもって審査するものとの考えで進められてございます。昨日の山中委員長の見聞記者会見におきましても、運転していない期間についても当然劣化は進む。これも考慮をして高経年化した原子炉の安全規制については原子力規制委員会が責任をもって審査するように発言されております。今後原子力規制委員会において、審査の制度設計が行われて参りますので、京都府といたしましても検討状況を注視し、より安全が高まる安全性が高まる仕組みの構築を求めてまいりたいと思います。

【浜田議員：指摘要望】原発の運転期間の延長問題については、昨日の原子力規制委員会でも疑義が唱えられて先送りになったということでもあります。改めて京都府民の安心安全を守るという立場から、京都府として政府の原発推進方針への転換には、ぜひ異議を唱えていただくことを求めまして、最後の質問に移ります。

学生生活支援の独自対策、給付型奨学金制度の実現を

【浜田議員】京都府は一貫して、「大学生への支援は国が行ない、京都府は高校生への支援に責任をもつ」という立場を表明されてきました。しかし、コロナ禍のもとで、青年学生団体のみなさんが、京都府にたいして、学生の深刻な実態を伝え、学生への支援を要望し、私どもも、議会で繰り返し要望してまいりました。その結果、一昨年の6月議会で、大学が学生への食料品・日用品の提供、PCR検査などを行なう場合、その費用の半額を支援する補正予算が計上され、一昨年の11月の補正予算と昨年6月の補正予算では、専門学校もそれが対象になり、全額支援に拡充され、多くの大学・専門学校で活用をされました。私は、昨年の決算特別委員会の書面審査で、一連の学生支援策について評価をしつつ、物価高騰が学生生活を直撃しているもとで、緊急生活支援事業にとどまらず、来年度予算で、恒常的な生活支援事業にするよう求めました。理事者からは、「大学連携会議の議論も踏まえて、今後とも、学生の実情に応じた支援を行なっていく」との答弁があり、来年度の政府予算への重点要望では、食料、生活必需品等の配布など、大学が講じる学生への支援強化に係る取組に対して財政支援を求めておられます。国に要望するだけでなく、京都府の来年度予算で、学生生活支援事業を実施すべきではありませんか。

学生のくらしがたいへんになっている根本には、高すぎる学費、多額の借金になる奨学金の負担があります。私どもは、議員団として、府内のすべての大学門前でのアンケート対話活動などを通じて寄せられた声を冊子にまとめ、学費の値下げや給付型奨学金の実現、奨学金返済への支援などを求めて、政府交渉も行なってまいりました。

異常な学費の高さというのは、国が高等教育への予算を大幅に減らしてきたことが要因ですから、国に大学運営交付金や私学助成の増額を強く求めていただきたいと思います。奨学金については、昨年12月議会の代表質問で知事は「給付型奨学金制度については、令和6年度からの中間層や多子世帯への対象拡大等に向けた検討が行われる。今後とも学生が経済的な理由で学業を諦めることがないよう、国に対し要望してまいりたい」と答弁されました。国の制度の対象拡大を求めることは当然ですが、所得制限のある国の制度では、奨学金を受けている学生の大半は、国の制度が届きません。少なくとも、国の制度が届かない学生を対象にした、京都府独自の給付型奨学金制度を創設すべきではありませんか。

また、現在、奨学金を返済しているみなさんの負担を軽減するうえで、2017年から始まった就労・奨学金返済一体支援事業は、当初の14企業35人への支援、交付額246万5千円から、2021年度には、112者564人への支援、交付額2694万61千円へと広がり、重要な役割を果たしております。しかし、コロナ禍と物価高騰で中小企業の営業が厳しくなっており、労働者の実質賃金が下がっているもとで、企業負担額の軽減や6年間で上限90万円という給付額の引き上げなど、改善すべきではありませんか。

【浅山文化スポーツ部長：答弁】学生への支援についてでございます。学生への支援につきましては、基本的には高等教育を所管する国において、財源も含め全国で統一的に送られるべきかと考えており、これ

まで国に対して支援制度の拡充等を繰り返し要望してきたところでございます。京都府におきましても、大学連携会議などにおいて学生の実情をお聞きする中で、大学等が実施する食材、生活必需品の配布や食堂の割引など、学生が安心して生活できるよう支援してきたところでございます。今後とも大学連携会議などを通じて大学学生の状況をよくお聞きしながら、大学と緊密に連携し、学生の支援に努めてまいりたいと考えております。

給付型奨学金制度につきましては、令和2年度に従前の制度を大幅に拡充する形で、高等教育の修学支援新制度が創設され、年収380万円未満の世帯を対象として、授業料の減免と給付型奨学金を併用した就学支援が実施されております。京都府といたしましても、これまでから給付型奨学金の対象拡大など、学生が安心して学べる環境が拡充されるよう支援制度の充実を国に対して繰り返し要望してきたところでございます。国におきましては、昨年5月教育未来創造会議の第1次提言をふまえ、同年8月に高等教育の修学支援制度のあり方検討会議を設置され、多子世帯等の中間層への対象拡大などを内容とする報告書が取りまとめられ、現在では令和6年度からの制度拡充に向けた具体的な準備が進められているとお聞きしているところでございます。今後とも学生が経済的な理由で学業を諦めることがないように、給付型奨学金の所得制限の緩和と制度の拡充について国に対して要望してまいりたいと考えております。

【上林商工労働観光部長：答弁】就労奨学金返済一体型支援事業についてでございます。京都府の就労奨学金返済一体型支援事業は、中小企業の人材確保と若手従業員の職場定着及び経済負担の軽減を目的として、奨学金返済手当等の支給を行う中小企業を支援する本府独自の制度でございます。これからまでから企業や働いている方のご意見をお聞きする中で、支援対象者の府内居住要件の廃止など順次改善に取り組んでまいりました。その結果現在までに制度を導入した企業は212社、補助金の活用は879人にとぼるなど着実に成果を上げております。引き続きさらなる成果が上がるよう適切に運営してまいりたいと考えております。

【浜田議員：再質問】引き続き学生の皆さんが経済的な困難を理由に学業を諦めるようなことはないよにということを強調されました。あの改めてですね、今学生に実態がどうなのかということ、今大学の入試が始まっております。民主青年同盟の皆さんが、受験生の対話アンケートの取り組みを行っておられますが、そこでお聞きしますと、受験生からは、「コロナ禍に次ぐ物価高騰で、親の経済状況が厳しくて仕送りは期待できないので、自宅から通うかアルバイトを掛け持ちするしかない」とこういう声が多数寄せられているとお聞きしました。本府も政府への予算要望で、学生への支援強化への財政支援を求めておられて、今学生に対する経済支援の必要性は認識しておられると思います。けれども来年度の予算では、その支援がひとつもないわけで、改めて来年度の予算で、学生生活支援事業を継続するということをお願いいたしますが、お答えください。

岸田首相は、従来とは次元の異なる子育て支援を行うと言っております。それならば、教育費の負担軽減ことが求められていると思います。したがって、国に対して高すぎる学費を半減させ、入学金制度廃止をし、給付型奨学金制度をさらに拡充することを強く求めていただきたいと思っております。しかし国の対策を待っている、学生生活は4年しかないわけですから、今の学生の苦難は解決をしません。京都府として、すぐにやれることとして国の制度が届かない学生を対象にした給付型奨学金制度の創設、そして今答弁ありませんでしたけれども就労・奨学金返済一体支援事業をさらに拡充するということをぜひ求めたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

【文化スポーツ部長：再答弁】学生生活支援事業に関する来年度の予算措置についてでございますが、先ほどもお伝えしましたように、京都府では大学連携会議におきまして、学生に最も身近で個々の状況に把握しておられる大学等から学生の事情を聞く中で、これまで6度の補正予算をお認めいただく中で、大学等が実施する感染防止対策をはじめ、学生への食材、生活必需品の配布や生活支援を継続的に実施してきているところでございます。

大学等におかれましては、この府の補助金をご活用いただきまして、学生の実情に合った柔軟で効果的な対応を実施して頂いているものと聞きしているところでございます。今後新型コロナウイルス感染法上の位置付けも変更される旨国の方で検討されるところでございますが、京都府と致しましては、こうした状況も見つつ今後とも大学連携会議や各大学への戸別訪問なども実施し、実情もしっかりとお聞きする中で、大学生の状況をしっかりと把握し、学生への支援について検討してまいりたいと考えております。

す。

給付型奨学金制度でございますが、先ほどもお答えいたしましたように、現在国に対して制度の拡充等をお願いしているところでございまして、国の方でも制度拡充の動きが検討される所と聞いているところでございます。京都府といたしましては、引き続き国に対して制度拡充等の要望をしっかりと実施してまいりたいと考えているところでございます。

【商工労働観光部長：再答弁】就労・奨学金返済一体型支援事業の拡充についてでございます。答弁いたしました通り、京都府の新制度につきましては、多くの方に利用いただいております。これまでから事業者、従業員の方々のお声をお聞きしながら、拡充に努めてまいっているところでございまして、今後も引き続きそうしたお声を聞きながら、制度を拡充してまいりたいと考えておりますし、広く普及をはかってまいりたいと考えております。ただ基本的には、大学生に対する修学支援につきましては、高等教育を所管する国において行われるものと考えてございまして、こうした関係で国に対して、これまでも要望してきております。引き続き国に対して対応を求めてまいりたいと考えております。

【浜田議員：指摘要望】両部長とも学生や労働者の声をよく聞いてということをお答えになりました。この間、京都府は言われているように、大学や学生への支援は国がやるものということ言っていましたけれども、この間やっぱり学生の皆さんの本当に苦難が広がっている中で、また学生の皆さんの声に耳を傾けて頂いて、数度に渡る補正予算も組んでいただいたわけです。現時点で改めて学生がコロナ禍に加えた物価高で苦難に直面してございまして、経済的な理由で学業を諦めざるを得ないという事態が起こりかねない状況になっているおり、学生の苦難は根本的に解決してないわけですから、改めて学生生活への支援対策を抜本的に強化をするということを強く求めまして、質問を終わります。

北陸新幹線延伸—地下水を守るため知事は「京都は通さない」と表明を

【西山議員】日本共産党京都府会議員団の西山のぶひです。通告にもとづき質問いたします。

まず北陸新幹線の延伸計画についてです。延伸は日に日に府民の反対が広がっています。昨年4月の知事選における京都新聞の世論調査において、「再検討すべき」「中止すべき」とする意見がすでに6割に達していました。その後も計画内容が知られるほどに広がり、秋には国に対して2万6千人分もの反対署名が提出されました。

私の地元、伏見区でも「伏見の環境と水問題を考える」とした学習会がこの間、数回行われ、私も参加しましたが、酒蔵関係者や自治連役員など広範な方々が来られています。そこでも新幹線を京都市内の地下に通す計画の話題は何度も上がっており、地下水を守りたいという思いの深さをうかがえます。

かつて、伏見でも地下開発が何度も問題になったことがあります。地元住民の反対運動、とりわけその中で酒造組合が科学的に地下水の実態を調査し示してきた中で中止されてきました。戦前は奈良電気鉄道、現在の近鉄が敷かれる際、現在のUR桃陵団地等の場所に陸軍の基地がおかれていました。鉄道から軍事施設内を見えてしまうことをおそれた陸軍省から、地下鉄にすべきという圧力もありましたが、反対運動で地下ルートが回避されました。戦後も、組合は地下水を守るために大学とも連携して地下水調査を何度も行い、昭和52年以降は京都市と地下に関する工事は事前協議を重ねてこられました。

北陸新幹線の京都ルート検討時に「伏見酒造エリアを避ける」とされていますが、鉄道運輸機構が示した大まかなルート案でも依然として伏見の地下を通す案となっていました。加えて、先に紹介した酒造組合の地下水調査を委託された専門家の先生によれば、京都市内全域の地下水がどのように構成されているかは「全貌はわからない」とのことです。京都の地下ルートは、伏見の酒蔵のほかにも、友禅や京料理など、地下水によって生まれ、成り立ってきた産業に大きな影響が及ぼしかねません。

このほど、与党PTが2023年度着工を断念し、ルートに関してさまざまな意見が交わされています。そうした中、国は来年度予算に調査費を計上しました。本来、調査するまでもなく、地下水や残土処理の問題があり、住民から疑問があがっていたのに、そこに何も答えていないからこそ反対が広がってきました。

そこで伺います。京都を縦断するルートは伏見区をはじめ、どこを通したとしても影響が出ることは必至ですが、西脇知事ご自身はどのように受け止めておられますか。また環境やまちづくりにも多大な影響をあたえるため、この際知事は府民の代表として「京都は通さない」と表明すべきではありませんか。

生活保護世帯の子どもの大学進学を認めるよう国に求めよ

【西山議員】次に学生支援についてうかがいます。私はこの4年間、基本的には教育無償化をめざす立場から、またコロナ禍において困窮した学生生活を支援するため、質問してきました。

本府は、「基本的に大学生への支援は国の役割」との立場を繰り返し表明されていますが、国の支援の不十分な点や求められる支援など積極的に実施すべきと考えます。そのため、引き続き国に教育無償化を求めながら、本府でも実施できる経済的な支援やこれまで一定の役割を果たしてきた支援の継続を求めるものです。そのうえで今回は特に当面必要な課題に絞って質問いたします。

一つ目は、生活保護を受給しながら大学や専門学校等に就学することが認められていない問題です。現在、生活保護受給世帯の子どもが進学を目指そうとすると、子どもだけを、その方だけを別世帯扱いとする世帯分離をする必要があります。私が相談を受けたある方は、世帯分離をして進学されました。授業料は減免されますが、教科書など教材費や生活費のためアルバイトを毎日のようにされています。ノートパソコンは買えません。宿題もオンライン授業を受講するのも、大学の図書館に通われています。風邪をひいても病院には行けないとのこと。国民健康保険に加入して保険料の負担があります。医療費の負担はできないためです。家族も世帯人員が減るため生活保護費の生活扶助が減額され、例えば京都市内の母子2人世帯であれば月11万円から7万円へと減額されます。国の2020年の調査では、大学や専門学校への進学率は全世帯平均が73.4%であるのに対し、生活保護受給世帯は37.3%と半数以下にとどまっています。そのため2017年に日本弁護士連合会が生活保護世帯の子どもの大学等進学を認めるよう求める意見

書を国に提出していました。

加えてコロナ禍において、家計急変やアルバイト収入が絶たれたという事態が広がったもと、進学後に困窮した学生が一時的にでも生活保護を受給できないか、という声も上がり生活保護問題対策全国会議などの団体が国へ求めていました。これに対し厚生労働省は昨年12月6日、生活保護世帯の大学進学を認めないとする考え方を変えないと発表をしました。このルールが最初に通知されたのは1963年であり、大学進学率が倍以上になっていること、コロナ禍や虐待当事者などの特例も認められないなどの点は問題だと考えます。

保護世帯の進学率が低い問題や在学中に困窮した学生に福祉施策が繋がっていない、今そういう現状について、どう受け止めておられますか。国に対し、困窮した学生へ生活保護を受給できるルールの変更も含め、生活支援を実施するよう求めるべきと考えますがいかがですか。

二つ目は、学生のメンタルケアについてです。京滋地区私立大学教職員組合連合が実施された私立大学法人に対するアンケートでは、直近の学生実態についてコロナ禍が長期化するもと、メンタルケアを必要とする学生が急増傾向との報告が寄せられています。オンライン授業が長く続いたもとで、「相談できる人間関係ができず誰とも話せない」「十分に学ぶことができた実感がない」「対面授業が再開されても通学に不安がある」などの相談が学内のカウンセラー等によせられ、中には休学する学生もいるとのこと。特に、感染拡大がはじまった2020年度入学生からの相談が深刻との報告もあります。この年度の学生は今年4月に4回生となり、同時に就職活動も始まります。地域で学生向けの食料支援に取り組まれている現場では、当初から「実情など話を聞いてくれるだけでありがたい」という声も聞いておりました。支援の拡充は、まだまだ必要とされています。大学関係者からは、「本来、ケアを必要としているが窓口まで来ていない学生も多い」「学生にとって日常的に通学できていないもと、大学窓口が相談を乗る機能を十分に果たせていない」「行政と連携した取り組みが必要」との声も上がっています。現在各大学では、交流機会を設ける授業や本府が実施してきた大学等の学生支援の取り組みへの数回の補助も活用して、相談窓口の延長のために活用された事例もあります。しかし、課題を抱えているすべての大学で相談窓口の設置・延長が実施されたわけではなく、さらに来年度予算では学生支援のための大学への支援策を打ち切ったことは問題です。

そこで伺います。メンタルケアを必要とする学生が急増するもと、学生の実態についてどのように把握されているでしょうか。速やかに調査・把握し、就職活動への影響が軽減されるよう支援窓口を設置・周知するべきと考えますが、いかがですか。

【西脇知事：答弁】西山議員のご質問にお答えいたします。北陸新幹線延伸計画についてでございます。北陸新幹線につきましては、日本海国土軸の一部を形成いたしますとともに、大規模災害時において東海道新幹線の代替機能を果たし、京都府域はもとより、関西全体の発展につながる国家プロジェクトであると認識をしております。

議員ご指摘のように、ルート案につきまして様々な報道があることは周知をしております。敦賀大阪間のルートにつきましては、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチームにおきまして、平成29年3月に敦賀から小浜、京都を経て大阪に至るルートが決定されており、現在そのルートに基づき鉄道運輸機構において環境影響評価の手続きが進められているところでございます。

これまでも地下水や残土など、施工上の課題や環境の保全につきまして、環境影響評価の手続きにおいて府民や関係市町村、専門家の意見を踏まえ、自然環境や生活環境の保全が十分に図られるよう知事として意見を述べてきたところでございます。京都府といたしましては、引き続き国や鉄道運輸機構に対し、慎重な調査と十分な地元説明を行いますとともに地下水や残土など施工上の課題や環境の保全について、適切な対応を行うよう、様々な機会をとらえまして求めてまいりたいと考えております。その他のご質問につきましては関係理事者から答弁させていただきます。

【浅山文化スポーツ部長：答弁】学生の状況把握についてでございます。学生の状況につきましては、大学連携会議や大学への戸別訪問等を通じて、その実情の把握に努めているところでございます。学生の相談窓口につきましては、学生にとって最も身近で学生が相談しやすい各大学の学生相談窓口で実施されているところでございます。大学におきましては、臨床心理士やカウンセラーによる専門的な相談等も実施されるなど、きめ細やかな対応をされているところでございます。

コロナ禍が長引く中で、学生からは「友人を作る機会が少ない」「サークルにも上手く入れないままに

なっていて寂しい」「相談できる友達がおらず孤独感がある」などの相談があるとお聞きしております。このため、京都府では、これまで大学が実施する学生等への生活支援事業費におきまして、学生同士の交流を深める取り組みや、学生相談窓口の拡充などに対する支援を行ってきたところでございます。今後とも、大学等と連携し大学や学生の声をしっかりと聞きながら、学生の支援に努めてまいりたいと考えております。

【長谷川健康福祉部長：答弁】学生への支援についてでございます。京都府における生活保護世帯の大学等への進学率は、令和3年4月現在で41.3%となっており、全国平均を上回るものの、一般世帯の進学率を大きく下回る状況にあります。現行の生活保護制度では、一般世帯で高校卒業後に就職する方や、奨学金やアルバイトで大学等に通う方との均衡を図る観点から、大学生については生活保護の受給が認められておらず、その取り扱いが大学等への進学をためらわせる一つの要因になっているものと考えております。京都府におきましては、世帯の状況に関わらず、すべての子どもが将来に夢や希望を持ち安心して教育を受けることができるよう、生活に困窮されているか大学生に対して生活保護の受給を認めるよう、ルールの見直しを国に対し繰り返し要望しているところでございます。

また、生活保護世帯などの子どもの進学を支援するため、京都府社会福祉協議会において、生活福祉資金の貸付を行っており、令和3年度の貸付実績は1135件、約4億6000万円となっております。給付型奨学金などの子育て支援施策が拡充されるなか、貸与を申請される方は減少傾向にありますが、今後も支援を必要とされる方に広く制度を利用して頂けるよう、社会福祉協議会と保健所、福祉事務所などが連携し、わかりやすい制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

脱法的な進め方、多大な財政負担、北陸新幹線延伸計画は中止しかない

【西山議員：再質問】ご答弁いただきました。まず、大学進学、生活保護世帯の大学進学等についてですけれども、やはり今いろいろの支援制度があっても進学できていない現状があり、京都府内の数値もやはり全世帯との平均で言いますと、大きく下回っている。この現状を変更して頂きたい。そういう点で、昨年12月の国のルールにつきましては、是非引き続き変更を求めていただくことを求めます。

また、生活保護費の基準そのものの引き上げや、授業料負担の軽減、これも一体にぜひ求めていただきたい、要望しておきます。また、メンタルケアの課題についてですけれども、現状、大学の方でもカウンセラーの方も足りないというような状況もお聞きしております。ぜひ、そういった観点で、今、至急声を聞いていただくこと、大学からも社会的な問題として、行政がやってほしいという声が上がっております。ところが、今、支援策が京都府としてないわけですから、4月の就職活動に間に合うように、大至急支援策を検討していただくよう、これも求めておきます。

北陸新幹線の延伸計画について、再質問いたします。知事もこれまでも答弁されてきましたけれども、環境影響評価の中で意見されてきたということをおっしゃられましたけれども、この環境影響評価が完了しなければ、本来ルート設定も、着工もできません。現実には、この環境影響評価が住民の強固な反対世論によって、完了する見通しが無いというのが今の状況です。ところが、国が来年度予算で調査を推進しようとしています。

知事は代表質問で、光永議員の質問に対しても「施工上の課題への対応方法の検討に必要な範囲内での協力はする」と述べられましたけれども、協力すること自体がこの環境影響評価が終わってないのにも関わらず、やっていくという脱法的なやり方を認め、そしてそこに加担することになるのではありませんか。再度ご答弁をお願いします。

【西脇知事：再答弁】西山議員の質問にお答えいたします。現在、審議中の北陸新幹線事業推進調査につきましては、未だ環境影響評価法に基づく手続きは終わっておらず、当然、工事実施計画も認可されていない段階でありまして、あくまで施工上の課題への対応方法などを検討するための技術的な調査と認識しており、そうした調査に必要な範囲内で様々な行為を行われるものと認識しております。いずれにしても、国、鉄道運輸機構から具体的な調査内容の説明を受けておりませんが、まずは現在進めております環境影響評価法に基づく手続きに対しまして、的確に対応していくことが必要だと考えております。

【西山議員：指摘要望】ご答弁いただきましたけれども、今の環境影響評価を完了せずに無理やり進めようというやり方は、民主的な手続きをないがしろにしていますし、内容でも地下水など環境に影響を及ぼ

して、また多大な財政負担もあります。この延伸計画はもう中止しかないということを申し上げて、次の質問に移ります。

包括的性教育の推進、「はどめ規定」を超え科学的な性教育を

【西山議員】次に、包括的性教育の推進について伺います。

先日、わが会派から京都府警察本部に対し、痴漢加害の未然防止と抑止の強化について、昨年引き続き申し入れを行いました。昨今、大学共通入試や高校受験の日を狙って、制服姿の女子生徒を狙う悪質な痴漢行為が告発されています。このような性暴力・性犯罪が増加傾向にあるうえ、SNS上ではそれを煽るような投稿で、人権侵害を助長しかねない状況まで広がっています。わが党として、昨年は痴漢被害にあわれた方から、性暴力をなくすためのネットアンケートを実施し、多数の声が寄せられました。61%の方が10代の時に被害を受けており、深刻な傷を心身に残しておられます。そして46%の方が「何もできなかった」とも回答されていました。引き続き、府警本部に取り組み強化を求めるものです。

同時に、性暴力・性犯罪を許さない社会の形成という意味で、教育の重要性も指摘されています。インターネット、SNSには子どもの時から触れることができます。だからこそ、性に関する科学的な知識、自身の尊厳と他人を尊重する人権意識を身に着けることが重要です。国際的には、2009年に性教育の指針となる「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」が、ユネスコ、ユニセフ、WHO、国連人口基金、国連合同エイズ計画等の組織によってまとめられました。当初は、エイズから身を守るために、性と生殖に関する科学的な知見と性的な搾取・暴力について学ぶことが勧められました。さらにこのガイダンスは2018年に改訂され、ジェンダー平等の立場で人間同士お互いが人権を尊重しあえる関係を築くためのスキルを学ぶことも重要視されるようになりました。国際的には、人権を尊重しあう教育として発展しています。

ところが日本の現状は、学習指導要領では小学生の理科で人の受精に至る過程を扱わない、中学生の保健体育において妊娠への経過を扱わない、とするいわゆる「歯止め規定」が存在します。先に紹介したガイダンスにおいて、「性交、避妊に科学的情報など重要な話題を無視し省略することは、偏見や無知を引き起こし、助けを求める障壁をつくりだす」と指摘され、国際的に非常に遅れているとされている問題です。

本府においては、性教育は義務教育では助産師会、高校段階では医師会等の協力を得て、学校講演会など実施されているとお聞きしました。学校現場において学習指導要領の歯止め規定を超えて、科学的な根拠にもとづく教育が必要ではないでしょうか。そこで子どもたちを性暴力から守り、自身と他者を尊重できるよう、包括的性教育の推進をはかることが重要と考えますが、その重要性和遅れている現状についてのどのように認識されていますか。また今後の対応や具体的な取り組みについて明らかにしてください。

次に、生理の貧困についてです。コロナ禍の貧困問題の一つとして生理用品が購入できない「生理の貧困」が問題となり、わが会派としても学校や公共施設での生理用品の配布を求めてきました。昨年10月に実施された内閣府の調査では、生理の貧困にかかる取り組みを実施した地方公共団体が、1年で581団体から715団体へと増えているなど、全国でも急速に取り組みが広がっています。

昨年9月議会代表質問で求めた際に知事は、「ジェンダー平等の観点から生理用品を無償提供する動きがあることは承知をしておりますが、日本において学校や公的施設に生理用品が常備されるようになるには、さらに議論を尽くし、社会的な理解が進むことが必要である」と答弁されるのみで、自らの役割として取り組むことには背を向けられました。文化教育常任委員会において府教委に取り組みをお聞きしますと、令和3年12月から令和4年2月にかけて府立学校3校でトイレ内に設置する実証実験をされました。個室の中に設置した1校では生徒一人あたり1.38個、手洗い場に設置した2校では一人あたり0.55個と0.98個の使用状況でした。また生徒からの聞き取りでは、「急な月経時に利用した、トイレがあると安心だった」等の声があったとのことでした。この声にこたえることこそ重要ではないでしょうか。

そこであらためて、全ての学校のトイレに設置すべきと考えますがいかがですか。お答えください。

【前川教育長：答弁】包括的性教育についてでございます。インターネット等における性情報の氾濫など、子どもを取り巻く社会環境は大きく変化しており、児童生徒が性に関して正しく理解して自らとも

に、他者を尊重し行動できるように指導することが重要であります。そのため、学校における性に関する指導については、体の発育発達や心身の健康はもとより、自他の個性の理解と尊重、思春期の不安や悩みの解決、性的な発達への対応など、学習指導要領等に基づき、着実に進めているところでございます。加えて、府教育委員会作成の「人権学習に係る資料集」にデートDVの現状や被害の深刻さ、男女が互いに協力し尊重し合う態度を育てることなどを取り上げ、多様な観点から性についての学びを進めている他、警察と連携した非行防止教室や防犯教室の中で自画撮り被害、痴漢や盗撮被害防止のための講演なども行なっているところでございます。府教育委員会と致しましては、引き続きこうした取り組みを推進するとともに、子どもを性暴力被害の当事者にしないために、国が示した「命の安全教育に係る手引き」や教材も活用し、児童生徒が発達段階に応じて性について正しく理解し行動できるよう、包括的に性について学ぶ取り組みを進めてまいります。

次に生理の貧困への対応でございます。府立学校においては、生理用品を保健室に設置し必要とする生徒への対応を行っているところであり、生理についての悩みだけでなく、生活全般のことも含め、個別の保健指導等を行う貴重な機会にもなっております。一方で、経済的な理由により生理用品の確保が困難な女性に対し、社会福祉施設などの公共施設等で無償提供する動きがあることは承知しており、このような中、令和3年度に府立学校3校において生理用品のトイレの設置について実証研究を行ったところでございます。この実証研究の結果、学校からは急な月経時や、トイレに持参するのを忘れた時に利用したというケースがほとんどであったとの報告を受けております。

また、実証研究期間中、保健室での対応がゼロになったことで、真に支援が必要とされる生徒に気付く機会がなくなり、結果としていわゆる生理の貧困問題の根本的な解決に繋がらないのではないかと危惧しているところでございます。府教育委員会と致しましては、引き続き保健室での対応を継続することとし、児童生徒の生活状況の把握に努めるとともに、必要に応じて福祉部局へ接続するなど、児童生徒が安心して生活できるよう丁寧に対応してまいりたいと考えております。

生理用品をすべての学校のトイレに設置すべき

【西山議員：再質問】まず包括的性教育についてですけれども、先ほど紹介してきたように学習指導要領そのものが遅れていると国際的に今指摘されている状況です。しかも、国際的にはそのさらに次のステップに移っているわけですから2段階も遅れているという状況です。この点で、秋田県では10代の人工妊娠中絶少なくしようと、産婦人科医や内科医による性教育講座を全ての学校で実施してPTAにも資料を配布して理解を求められながらやられています。こういった事例も参考にして、府内の性教育を推進すると共にさらに国際的なスタンダードとなっている包括的性教育の立場でぜひ積極的に進めていただくよう求めておきます。

生理用品の学校配布について、再質問させていただきます。府内でもすでに市町の教育委員会で中学校で実際されたところもあります。いずれの場所でも生徒や現場は非常に良かった、トイレに設置して良かったという声をお聞きしております。今、千葉県でも本府と同じような時期にモデル実験をされておられました。保健室配布とトイレや更衣室での非対面の配布の両方を実施した結果、千葉県でも非対面の方が利用量が多かったということ踏まえて、全ての県立高でトイレや更衣室での設置を決めたとのことでした。

一方で、福祉的な支援につなげるための窓口も継続して開かれています。このように同じ結果でも、全ての学校で設置しようという動きも全国的にもありますし、府内でもやられている現場もあります。そういったところを研究し参考にして、再度検討すべきと考えますがいかがでしょうか。

【前川教育長：再答弁】西山議員の再質問にお答えいたします。議員ご指摘のように、府内の中学校あるいは全国的に県立高校ですね、都道府県レベルで言いますと11県でトイレでの配布がなされているというふうに承知しております。一方で、大変良かったというお声ですが、確かに、生徒からそういう声はあろうかという風に思います。

その中で、生理の貧困に関してで言いますと、公共施設等ではどこに取りに行ってもいいかわからないんですが、学校については保健室に行けば必ず渡してもらえます。それも一回分だけでなく、複数回分でも渡してもらえというような状況にあります。総合的に考えまして、子ども達とコミュニケーションをとる、その大事さを考えた上で現段階では保健室での配布をすべきだというふうに考えております。

【西山議員：指摘要望】なぜやってよかったという声があるかといえば、やはり誰でも取りに行けるという、困った時にいつでも取りに行けるという、そういう状況を整備したからこそ、そういう声が出てくるんだと思います。保健室指導は継続してやればいいんです。その上で、生徒指導の上でも生理の貧困問題も、やはり一人ひとり掴んでいくことも継続して重要ですけども、まずは全ての、今学校から声が上がっておりますこの生徒や現場の声に応じて、全ての学校での配備へ向けて、ぜひ前向きに検討をしていただきたい、そのことを求めまして私の質問を終わらせて頂きます。ご清聴ありがとうございました。

日本共産党の森下よしみです。一般質問の機会をいただき感謝いたします。

私は今回が議員活動最後の質問となります。知事をはじめ、関係理事者のみなさんには、積極的なご答弁をいただきますようよろしくお願いいたします。

府は介護保険制度改悪に反対の表明を

【森下議員】今回は安心できる介護保障について質問します。国の介護保険制度改定の動きに対してです。

介護保険制度は、かつて、家族によって担われていた高齢者の介護を、社会全体で支えるという目的で2000年に導入されました。40歳以上の国民から保険料を徴収し、国・地方の公費も投入し、財源を確保し、訪問介護・通所介護・短期入所などの在宅サービス、特別養護老人ホームや、老人保健施設などの施設サービスを保障する仕組みができ、介護認定や利用料負担を市町村が運営してきました。

しかし、介護保険制度は3年毎に介護報酬・保険料・自治体の事業計画の見直しをすること、5年をめぐりに法改定を含む見直しを行うことが決められています。2014年の法改定で、当時の安倍政権は給付制限を強化し、要支援1・2は訪問介護・通所介護を保険から外し、要介護1・2は原則として特別養護老人ホームに入所をできなくする改悪を強行しました。

さらに安倍・菅政権は、年収280万円以上の人の利用料を2割負担に引き上げ、年収340万円以上の人の利用者負担を3割に引き上げる改悪をしました。食費、部屋代についても、低所得者向けの軽減制度の対象者を絞り、多くの特養入所者に、月10万円～13万円の負担を強いるなどの改悪を続けてきました。そして岸田政権は、今後介護保険制度をさらに改悪しようとしています。

厚労省の審議部会が2024年度の介護保険改定に向け、昨年12月に見直しに関する意見をまとめました。その内容は、①介護保険サービスの利用料2～3割負担の対象を拡大する②要介護1・2の訪問介護、通所介護を保険給付から外す③ケアプランの有料化④老健施設などの相部屋(多床室)の有料化⑤保険料の納付年齢の引き上げ⑥補足給付の資産要件に不動産を追加する⑦高所得者の保険料引き上げなど、負担増と給付削減の7項目があがっていました。しかし、短期間で13万7千筆の介護保険制度改悪中止を求める署名が、厚労省に提出され、今国会では一部結論が見送られました。厚労省は要介護1・2などについては4年先の2027年度改定に先送りするとし、2割負担の対象拡大は、来年度夏までに結論を出すとしています。

ある要介護2の90代の男性は在宅で訪問介護、通所介護を利用されています。自分でトイレに行けない、食事もベッド上で。身の回りのお世話をしている家族70代女性は、介護疲れで体調を崩してしまい、ケアマネージャーのアドバイスで、月1回レスパイト入院を利用することにしておっしゃっていました。ほぼ毎日夜は家族が介護をされているんですからゆっくり休むことが出来ない。そんな中で、訪問介護やデイサービスが減らされたらもうやっていけないと悲鳴を上げられています。一人暮らしの方はもっと大変です。ヘルパーの支援を受けることで、生活できている人はヘルパー派遣がなければ、一人の生活では閉じこもり傾向になることが懸念されます。要介護1・2の方から訪問介護やデイサービスをはずしたら、介護を必要としている人も家族も苦難は増すばかりです。今でも介護離職や介護心中、孤独死など痛ましい事件に至るケースも少なくありません。現役世代の介護離職は年間10万人にのぼると言われています。家族の介護で、重い負担を抱え自分の夢を諦めざるを得ないヤングケアラーも問題になってきているところです。

また、利用料が1割から2割に増えたら、利用者の半数以上が「利用を見直さざるを得ない」と言う調査報告があります。介護保険の度重なる制度改悪で、介護家族者がいないと在宅での生活はますます不可能になり、低所得の人ほどサービスが利用できない状況になるばかりです。

保険料の引き上げについても、介護給付費に連動して保険料が上昇し続ける仕組みのもとで、高齢者の保険料負担はすでに限界にきています。介護保険に於ける国庫負担の割合を大幅に引き上げ、保険料割合を引き下げるなど、抜本的に見直すことが必要だと考えます。

そこで知事に伺います。介護保険制度の原点は、介護の社会化すなわち憲法25条の理念、公的責任に基づく人権としての介護を保障するべきです。高齢者も現役世代も安心できる制度にするために、サービス利用料や介護保険料の引き下げを行うために、公的給付の充実が必要と考えますがどうですか。また、負担増に対して府としてどう対応するのですか。お考えをお聞かせ下さい。また国が進める制度改悪案に

対して、反対の意見を上げるべきだと思いますがどうですか。

【答弁：知事】ただいま森下議員から最後のご質問との話がありました。立場の違いこそございましたが府政の発展のためにご尽力いただきましたことに御礼を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、介護保険制度についてでございます。介護保険制度は家族の負担を軽減し、介護を社会全体でささえることを目的に、平成12年に創設された制度であり、地域社会に定着しております。令和3年度末までに要介護等認定者数は3.5倍、介護給付費は3.1倍に増えており、介護保険料や介護サービスに対する利用料も増加傾向にございます。今後も高齢化の進行が見込まれる中で、制度を維持していくためには給付と負担のバランスを取りながら、いかに安定的な制度として次世代に引き継いでいけるかが大きな課題でございます。京都府ではこれまでから介護給付費負担金として所要の予算を確保し、制度をしっかりと支えてきているところであり、来年度当初予算においても、約380億円の予算を計上しているところでございます。

また、国に対しては利用者負担の見直しに当たっては、高齢者の生活実態を踏まえた適切な対応を行うことや、持続可能な介護保険制度の更新に向けて、国の負担割合の増加を含め、積極的かつ抜本的な見直しを行うことを要望しているところでございます。今後とも、府民の方々が安心して、必要な介護を受けて頂くことができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

【答弁：長谷川健康福祉部長】介護保険制度改定に対する対応についてです。介護保険制度については令和6年度改定にむけ、国の社会保障審議会介護保険部会で給付と負担の議論が行われ、令和4年12月20日に介護保険制度見直しに対する意見として、取りまとめられたところでございます。主な意見として要介護1・2の生活援助サービス等に関する給付のあり方やケアマネジメントの利用者負担については、令和9年度の制度改定までに結論を得るとして今回は見送る。介護サービスの利用者負担が2割となる対象の拡大や老人保健施設、介護医療院の他床室の質量負担導入については、この夏までに結論を得るとされたところです。介護保険制度の改定につきましては、今後、国の動向を注視の上、必要な対応を講じてまいります。

【再質問：森下議員】誰でもが安心して介護サービスが受けられるように、行政として保障しなければならないと思うのです。令和3年京都府の介護サービス利用状況を見てみると、支給限度額に対する平均利用率が、要支援1が45%、要支援2で34%、要介護1で53%、要介護5で79%です。限度額一杯利用されない背景には、経済事情があることは否定できません。また、介護保険料についても、基準額が府下市町村平均で6年前と比べて月額5,812円だったところが、6,328円と年額にしたら9,192円も上がっています。保険料・利用料へ跳ね返らないような仕組みにすることがどうしても必要です。この間行われていない利用者の実態調査を行い、府民負担を増やさない、社会が支える立場から「制度改悪は反対」と国へ声を挙げていただきたいと思いますがどうですか。再度知事のお考えをお聞かせください。

【再答弁：知事】今後の高齢化が見込まれる中では、そのなかで制度を維持していくためには、給付と負担のバランスをとりながら、どうやって安定的なものにして次世代に引き継ぐかという課題につきましては、私も同様の課題認識でございます。ただ、私の立場としては、安心して府民の方々が安心して必要な介護を受けていただけるかどうかというところが一番の立場でございまして、そういう観点から国に対する要望、また市町村に対する助言等も行っていきたいとおもっております。なお、調査につきましては、現在市町村が実施しております「在宅介護実態調査等」を集約するなかで、私どもも、高齢者の状況を把握し、それを令和5年度末が期間となっております第9次の京都府高齢者健康福祉計画の改定につきまして反映してまいりたいと考えております。

【森下：指摘要望】2014年から要支援1・2の訪問介護・通所介護を介護保険から外して総合事業への移行が強行されましたが、かえって介護度が高くなってしまったという事例も出てきています。これらが検証されないまま、今度は、要介護1・2の方にまで拡大することは許せません。いかに給付を減らすかだけでなく、介護が必要な方に必要なサービスがきちんと届くように、国や自治体が責任を持つべきです。介護保険制度の抜本的改善を強く求めて次の質問に移ります。

高齢者のコロナ感染患者の入院体制拡充を

【森下議員】昨年11月に発表された、全国老人ホーム施設長アンケート結果では、「陽性となった方が全員医療機関に入院できる体制の確立」を求める回答が全体の75%でした。その理由は「施設内では適切な治療が受けられない。」とされています。「高齢者施設は、生活の場、医療施設ではない。医療的対応が出来ないのに、対応し続けなければならない職員の苦悩を放置し続ける行政の姿勢に怒りしかない」との声が寄せられています。

新型コロナの感染力は季節性インフルエンザよりはるかに高く、昨年末からの第8波では感染者数の急増で医療体制が逼迫し、1日当たりの死者数が全国で500人を超える日も出ました。

介護施設に於けるコロナ対策として、検査・ワクチン体制の整備、在宅・施設での陽性者への支援対策がまだまだ必要です。そして介護施設に於けるコロナ感染者が、医療機関に入院出来る体制を整える必要があると考えます。今後、新型コロナを感染症法5類に位置づけられた場合に、さらに感染者が増え、死亡者が増加するのではないかと危惧します。入院調整に保健所や自治体が関わらなくなったら、入院先の確保が一層困難になるとの不安は消えません。公的な支援から手を引き、現場に苦難を押し付けることなどあってはなりません。今後の病床確保をはじめ、必要な方が入院出来る体制を整備するべきと考えますが、どうお考えですか。

介護サービス提供体制充実への財政措置拡充を

【森下議員】次に、介護サービス提供体制の不足の問題への認識と対策について伺います。「老人福祉・介護事業」の倒産が2022年は過去最悪になっています。「老人福祉・介護事業」は、食材や光熱費、介護用品などが値上がりする一方で、価格転嫁が難しく、さらに、コロナ禍で利用者の回復ができていない事業者が多い状況から、「小規模事業者を中心に倒産がこれから本格化する可能性が高まっている。」と調査報告がだされています。

関係事業者からは、「クラスター発生でかつてない規模の減収を高齢者施設にもたらしている」と訴えられています。通所系事業所では利用者・職員から陽性者が出ると休業をせざるを得なくなり、休業期間は収入がなくなるため、職員の人件費や事業所の維持費に深刻な事態が生じていると証言されています。通所系事業所をはじめとする在宅サービス事業所では、休業期間の収入補填などの財政支援が講じられていません。

また、介護職員の人材不足も深刻です。低賃金・長時間労働、仕事がつらい、などから退職が相次ぎ、介護職を希望する人が減っています。岸田政権は、ケア労働者の賃金を月9,000円の引き上げを行いました。全産業平均よりも所得内賃金で月7~8万円も低い水準です。ケア労働は、専門的知識を身につけた専門職であり、人の命や健康・くらしをサポートする重要な役割を持っているのです。もっと評価されるべきと考えます。

そこで伺います。介護サービス利用者の生活を守るとともに、介護事業所の経営を守る立場から、全額公費で全ての介護従事者の給与の全産業労働者の水準まで引き上げること、事業者に対する減収補てんを、現場の経営努力に任せるのではなく抜本的に国が責任をもつて実施するよう求めるべきと考えますが、どうですか。

本府としても、介護従事者の処遇改善、介護福祉士の養成対策などの支援を強化し、介護従事者を増やす取り組みをすべきと考えますが、どうですか。

介護施設・高齢者福祉施設等の整備促進を

【森下議員】最後に、施設等整備についての京都府の役割についてお聞きします。高齢者世帯のうち公的年金のみで生活している世帯は、48.4%。年金受給者の平均金額は老齢厚生年金で月146,162円、国民年金では56,049円と低額です。高齢者世帯の貧困が拡大する中で、人間らしい介護の保障と住まいの保障は切実です。

そこで伺います。本府は「京都府高齢者安心サポートハウス」の整備を進めています。社会福祉法人等が社会福祉事業として運営し、利用者の収入に応じた府の助成により、「国民基礎年金」水準の方も入居可能としています。しかし入居希望者が多く整備を求める市町村がありますが、整備が目標どおり進んでいません。課題を整理し、整備を進めるべきと考えますがどうですか。

2つ目に、介護を必要とする高齢者が安心して暮らせる住居を確保するために、介護施設・高齢者福祉施設整備を促進すべきと考えますが、どうでしょうか。お聞かせ下さい。

【長谷川健康福祉部長：答弁】今後の新型コロナウイルス感染症に係る入院方対処針についてでございます。京都府におきましては、高齢者や基礎疾患があるのなど、重症化リスクが高く医師が入院が必要と判断した方が入院できるよう個々の医療機関の状況を伺いながら受け入れ可能な病床を順次拡充してきたところでございます。また介護施設等では、施設の協力医療機関や施設医などにご協力いただき、施設で療養される方の診療が可能な体制を構築しているところでございます。先般、新型コロナウイルス感染症が2類相当から5類へ移行することが決定されたところですが、入院などの医療提供体制については今後具体的な方策が示されることとなっております。特に高齢者など重症化リスクの高い方へ適切な医療が提供できる体制が確保できるよう全国自知事会等を通じて国に求めるとともに医療関係者等の意見を踏まえ、京都府とし必要な対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、介護サービス提供体制の確保についてでございます。介護職員の給料の改善につきましては、国に対して繰り返し要望してきた結果、平成21年度以降、これまでに月額約6万6000円件の引き上げが行われたと共に、職員の経験や技能に応じたさらなる加算が行われているところでございます。引き続き、他業種との賃金格差の解消に向けて介護職員の給与を大幅に引き上げるよう国に対して強く要望してまいります。またコロナ禍の影響で利用者が減少した事業者に対する減収補填についても、国に対し繰り返し要望した結果、コロナ禍の影響で利用者が減少した通所介護事業所等を対象に介護報酬が加算される措置が行われたところであり、引き続き介護事業所の経営安定のためにさらなる支援を国に対し要望してまいります。

次に、京都府における事業所への支援や介護従事者の処遇改善等についてでございます。京都府ではこれまでから、コロナ禍で運営が厳しい状況にある介護事業所等が継続して安定的にサービスを提供いただけるようクラスター発生防止のための集中的検査感染症対策のための設備整備への補助、感染発生時の衛生用品購入費等のかかり増し経費への補助など様々な支援を実施しております。介護職員の処遇改善につきましては、事業者向けのセミナーを開催して介護報酬加算の取得を支援するとともに、介護福祉士の養成につきましても国家資格取得を目指す学生や介護従事者に対する修学資金など貸付を実施し、介護事業所における専門職の確保につなげております。

また、令和3年度から5年度までの3年間で、新たに7500人の介護福祉人材を確保することを目標に京都府福祉人材研修センターや京都ジョブパークの福祉人材福祉人材コーナーで就労支援を行うとともに、京都福祉人材育成認証制度推進し、府内事業所における人材の確保と定着を支援しております。今後とも、府民の皆様が安心して介護サービスを提供できる環境整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、高齢者あんしんサポートハウスの整備についてでございます。

高齢者から軽費老人ホームよりさらに低い自己負担額で生活できる施設として、京都府独自に高齢者あんしんサポートハウスをこれまでに9施設320床を整備するところでございます。現在増床を含め4箇所を整備計画がありますが、各事業所においてはコロナ禍や物価高騰等による影響により、計画変更となるものもあります。引き続き、市町村とも連携して極め細かく状況を把握の上、関係する補助制度や事業実施に必要な手続きについて情報提供するなど早期に整備できるような支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、介護施設や高齢者福祉施設の整備についてでございます。介護施設等の整備については今後見込まれる入所申込者数やサービス提供料を把握の上で、高齢化率の推移なども総合的に勘案して整備目標を京都府高齢者健康福祉計画に定めているところであります。具体的には令和5年度までの3年間で特別養護老人ホームや介護老人保健施設、介護医療院、認知症高齢者グループホームを109床増やすと共に、小規模多機能居宅介護事業所など、多様な施設を整備することで必要なサービス料を確保することとしております。これら、整備計画をきめ細かく状況を把握の上、着実な整備につなげてまいりたいと考えております。

【森下議員：指摘要望】高齢者施設に於けるコロナ感染症対策では、繰り返し陽性者の入院を求めてきました。「高齢者施設は、医療施設ではない。医療的対応が出来ない。病院へ入院を原則にしてください」と施設関係者の悲痛な訴えがありました。そのことに耳を傾けてこなかった。西脇知事の府政の姿勢が全く納得いきません。「たすけて」と言う声に耳をふさぐようなことがあってはならないと思います。改善を

強く求めます。高齢者安心サポートハウスをはじめ、高齢者施設の整備について、計画どおり進められるようぜひ事業者に寄り添う支援をしていただく事を求めます。施設の減収補てんについてですが、原油・物価高騰対策緊急支援事業交付金について、現在、申請受付を延長されていますが、対象期間が、今年の10月1日から12月31日までの期間となっています。まだ事業所が回復していない状況を考え、支援を継続していただきたいと思います。同時に国への働きかけを強めていただくよう強く求めておきます。

最後に、私は今期を持って府会議員を退任いたします。議長のお許しをいただき、一言ご挨拶申し上げます。

私は、京都で看護師として12年間働き1982年から八幡市議会議員として8期32年、その後府議会へ送っていただき、2期8年、有権者のみなさんの声を府政に届けてきました。とりわけ、「いのちが大事にされる政治を」と言うこだわりで、元看護師の精神をずっと持ち続け奮闘してきました。今日まで激励をいただき、支えてくださった多くのみなさんにこの場をお借りいたしまして、心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。また、先輩議員や同僚議員のみなさん、そして知事をはじめ理事者、職員のみなさん、本当にお世話になりました。

「平和で、いのち・くらしが守られる京都府政の発展を」願って、退任後も住民の一員として、頑張っていく決意を申し上げ、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

《他党派の一般質問項目》

2月9日

四方源太郎議員（自民・綾部市）

- 1 府北部地域の活性化について
- 2 産業・物流広域連携プロジェクトについて
- 3 人手不足対策について
- 4 中小製造業の電気代高騰への支援について

平井齊己議員（府民・京都市北区）

- 1 リハビリテーションの充実について
- 2 都市農業の振興について
- 3 教育環境日本一に向けた今後の施策展開について

中村正孝議員（自民・亀岡市）

- 1 地域資源を活用した循環型農業の推進について
- 2 条例制定を機とした府内産木材の利用促進の取組について
- 3 亀岡における道路整備と河川整備について

秋田公司議員（自民・京都市南区）

- 1 半導体産業の再興と京都経済の新たな価値創造について
- 2 令和の時代に求められる京都産業 21 の在り方について
- 3 賃上げによる経済活性化と子育て環境の改善について

2月10日

堤淳太議員（府民・長岡京市乙訓郡）

- 1 児童相談所の機能強化について
- 2 男性の不妊治療について

渡辺邦子議員（自民・京都市伏見区）

- 1 犯罪被害者等支援について
- 3 伏見港及び宇治川舟運の復活について

諸岡美津議員（公明・京都市右京区）

- 1 子育て環境日本一の取組について
 - (1) 日本一の子育て環境のさらなる推進について
 - (2) 保育支援の充実について
 - (3) プレコンセプションケアについて

- 2 ヘイトスピーチについて

山本篤志議員（府民・木津川市/相楽郡）

- 1 医療的ケア児を取り巻く環境・課題の改善について
- 2 困っている方々が希望を持てる生活支援策について
- 3 学童保育における給食実施について

2月13日

上倉淑敬議員（維新・京都市伏見区）

- 1 教育格差の解消について
- 2 本府の財政運営について
- 3 児童養護施設や里親家庭で育った若者の支援について

磯野勝議員（自民・向日市）

- 1 向日町競輪事業の今後の在り方について
- 2 通学路等や信号機のない横断歩道における安全対策について
- 3 多様な納付方法の導入による府民の利便性向上について

小巻實司議員（自民・京都市下京区）

- 1 鴨川について
- 2 府有資産の有効活用について